

事務連絡
令和6年4月8日

障害福祉サービス事業者
各 様
障害者支援施設

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害福祉サービス
等における加算等の届出について

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が令和6年4月1日より施行されたことに伴い、障害福祉サービス等における加算等の届出について、厚生労働省から通知があり、令和6年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）の提出書類様式が確定しましたのでお知らせします。

加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないこととされていますが、**令和6年4月15日まで**に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとします。

ただし、本特例は、令和6年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではありません。詳細は、要領をご確認いただきますようお願いいたします。

令和6年度報酬改定等に係るご質問については、**質問受付フォーム**
(<https://logoform.jp/form/8vMX/502140>)でお問い合わせください。順次、ご回答させていただきます。

【事務担当】

三重県子ども・福祉部

障がい福祉課 サービス支援班

電話：059-224-2266

FAX：059-228-2085

本要領は、前年度実績等に基づく加算等の届出を案内するものです。それ以外の加算等については通常通りの取り扱いとなります。

1 報酬改定に伴う変更

新設された加算については、「障害者総合支援法体制届関係 提出書類一覧」の「新設又は変更の別」欄において、「新設」と記載しています。

○報酬改定に伴う変更

変更された加算については、「障害者総合支援法体制届関係 提出書類一覧」の「新設又は変更の別」欄において、「変更」と記載しています。

2 加算等の届出

体制届	令和6年4月分報酬から変更（下記（1）～（5）のみ）がある事業所のみ、体制届の提出が必要です。 （1）報酬改定により算定要件に変更がある場合【必須】「ア」 （2）報酬改定により区分変更がある場合【必須】「イ」 （3）前年度実績に基づく加算等で変更がある場合「ウ」 （4）新設加算の算定をする場合「エ」 （5）5月1日から加算の算定をする場合「オ」
提出期限	体制届：令和6年4月15日（月）必着
提出先	事業所所在地の保健所又は福祉事務所（北勢福祉事務所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、多気度会福祉事務所、伊賀保健所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所）
提出部数	2部（提出分とは別に、必ず事業者控えを保管すること。）
書類様式のダウンロード	体制届様式ライブラリ（障害者総合支援法関係） https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/59779032668-01.htm ※様式の変更の場合、「R6.4変更」と記載しています。 ※加算の新設の場合、「R6.4追加」と記載しています。

（1）報酬改定により算定要件に変更がある場合【必須】「ア」

体制届（別紙1-1）、体制状況一覧表（別紙2-1）、算定表（別紙3）、加算に応じた提出書類を提出してください。

（2）報酬改定により区分変更がある場合【必須】「イ」

以下の障害福祉サービスは、人員配置区分が変更となったため、体制届

(別紙 1-1)、体制状況一覧表(別紙 2-1)、算定表(別紙 3)、加算に応じた提出書類の提出をお願いします。

サービス種別	各種届出事項
療養介護	人員配置区分
生活介護	人員配置区分
就労継続支援B型	人員配置区分
共同生活援助	人員配置区分

(3) 前年度実績に基づく加算等で変更がある場合【変更がある場合】「ウ」
基本報酬又は加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、変更がある場合は、体制届(別紙 1-1)、体制状況一覧表(別紙 2-1)、算定表(別紙 3)、加算に応じた提出書類を提出してください。

※利用者の数(前年度の平均値)に応じ、従業員の員数が決まります。

(4) 新設加算の算定をする場合「エ」
体制届(別紙 1-1)、体制状況一覧表(別紙 2-1)、算定表(別紙 3)、加算に応じた提出書類を提出してください。

(5) 5月1日から加算の算定をする場合「オ」
従来から継続して実施されている加算になります。令和6年5月から算定(算定される単位数が増えるものに限る。)される場合は、体制届(別紙 1-1)、体制状況一覧表(別紙 2-1)、算定表(別紙 3)、加算に応じた提出書類の提出をお願いいたします。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等計画書(再案内)

加算を算定する事業所は、前年度の加算算定の有無に関わらず、提出が必
となります。

福祉・介護職員等処遇改善加算は、①保健所又は福祉事務所に**体制届の提出**
及び②**計画書の提出**が必要となります。本年度から提出書類、提出期日及び提出
方法が変更となっておりますので、ご注意ください。

詳細は、以下の障がい福祉課HPからご確認いただきますようお願いいた
します。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等(障がい福祉関係)

https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/72206032678_00002.htm